

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	特別障害者手当等認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、特別障害者手当等認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等認定事務
②事務の概要	<p>当該事務は特別児童扶養手当等の支給に関する法律((昭和三十九年法律第百三十四号)以下、「手当法」という。)に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当(以下、「経過的福祉手当」という。)の認定等の事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務2 障害児福祉手当又は特別障害者手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務3 手当法第37条の資料の提供等の求めに関する事務4 経過的福祉手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務5 障害児福祉手当、特別障害者手当又は経過的福祉手当の支給に関する事務6 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務7 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉保健システム(特別障害者手当等手当(特障3手当)DB) 統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の67項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条各項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表13、16、19、29、42、80、125及び161の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条第1項ル及び第2項ル、第18条第1項へ、第21条第1項へ、第31条第1項イ及び第2項ロ、第44条第1項ヨ、第82条第1項ヨ及び第3項ヨ、第127条第1項ヨ並びに第163条第1項ヨ <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93及び119の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条、第95条及び第121条各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課

②所属長の役職名	障害自立支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10 045-671-3891
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	区職員に対して、マイナンバーが記載された書類を健康福祉局に進達する場合には、書類を送付する事を電話、メール等で事前連絡すること及び送付の際に専用のメール封筒を使用し、必ずダイヤル錠で施錠することを徹底している。 また、局職員に対しては ・特定個人情報が記録された書類をスキャンする必要が生じた場合は、マイナンバー部分が墨塗されているかダブルチェックを行うこと。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人により確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分にしている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> [十分である] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	区職員に対して、マイナンバーが記載された書類を健康福祉局に進達する場合には、書類を送付する事を電話、メール等で事前連絡すること及び送付の際に専用のメール封筒を使用し、必ずダイヤル錠で施錠することを徹底している。 また、局職員に対しては ・特定個人情報が記録された書類をスキャンする必要が生じた場合は、マイナンバー部分が墨塗されているかダブルチェックを行うこと。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人により確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19項、26項、56項の2、87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ル及び第2号から第5号、第30条第10号、第44条第1号ル及び第2号から第5号 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67項、68項、69項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条各号	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19項、26項、56項の2、87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、第19条第1号ワ及び第2号から第5号、第30条第11号、第44条第1号ワ及び第2号から第5号 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67項、68項、69項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条各号及び第38条の2各号	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 上條 浩	障害福祉課長	事後	
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	障害自立支援課長	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3882	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区日本大通18 KRCビル6階	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10	事後	
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 47項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の67項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条各項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19項、26項、56項の2、87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条の2、第19条第1号ワ及び第2号から第5号、第30条第11号、第44条第1号ワ及び第2号から第5号 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67項、68項、69項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条各号及び第38条の2各号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表13、16、19、29、42、80、125及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条第1項ル及び第2項ル、第18条第1項へ、第21条第1項へ、第31条第1項イ及び第2項ロ、第44条第1項ヨ、第82条第1項ヨ及び第3項ヨ、第127条第1項ヨ並びに第163条第1項ヨ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93及び119の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条、第95条及び第121条各項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10 045-671-3891	事後	
令和8年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	IV リスク対策	(項目を追加)	(様式変更による項目の追加)	事後	